

橋農振第1504-8号
令和7年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

橋本市長 平木 哲郎

市町村名 (市町村コード)	橋本市 (30203)
地域名 (地域内農業集落名)	応其地域 (高野口町向島・名古曾・伏原・応其・小田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

I 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 後継者の目途が付いていない農地が点在している。
- 集落、地域内に農業の担い手が不足している。
- 住宅化が進むことでまとまった農地が減少しており、水利や進入路のない農地が増え、農業経営が困難になってきている。
- 若手農家が地域内で相談できるベテラン農家が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

●農地中間管理事業の活用方針

- ・今後、農地を縮小する見込みであり、後継者の目途が付いていない農地所有者は、できる限り農地中間管理事業を活用して農地を貸し付けていく。
- ・農地中間管理事業の制度を分かりやすく周知していく。
- ・貸出希望農地の状況を整理して、受け手が情報収集しやすいようにまとめる。
- ・地域ごとに「農業重点地域」をつくり、重点地域に対して農地中間管理事業を推進する。
- ・集落の農地利用は、地域計画に位置付けられた意欲的な農業者が優先的に担っていく。
また、新たな農業者や認定新規就農者の受入れも促進する。
- ・近隣住民が農地活用を希望する場合は貸付を促進する。
- ・地域内の優良農地はできる限り残していくよう検討する。
- ・農業に興味のある近隣住民による農地の利活用を促進する。

●農業者連携

- ・今後も将来農業について話し合える場をつくる。
- ・地域内の農業者や土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。
- ・新規就農者の農業技術や園地管理技能を習得する機会を推奨し、農地を管理できる人材を増やす。
- ・地域のリーダーとなる農業者の育成を行う。
- ・農家同士でのグループ化を推進し、相談や作業の手助けなど、共に支え合う体制づくりを目指す。

●販売促進

- ・高野山麓精進野菜や白ごま栽培講習などに参加して、特産・ブランド化を行うことで小規模の農地でも高単価作物が栽培できるように勧める。
- ・地域ごとに特産品となる農作物を作り、所得向上につなげていく。

●農業者への支援

- ・橋本市農業振興条例に基づく補助事業を活用して農業者を支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

区域は応其地域の農業振興地域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理事業を活用して、認定農業者や認定新規就農者などの担い手への集積を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

事業をわかりやすく周知し、活用を促す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業振興条例を活用して、農地の効率化を推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手となる認定新規就農者を積極的に受入れるとともに熟練農業者との連携を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①国・県・市の補助制度を活用して鳥獣並びに病害虫の防除対策を推進する。
- ③県の補助事業を活用してスマート農業の導入を図り、農作業の省力化や効率化を高める。
- ⑤県の補助事業を活用して樹園地に園内道を整備するなど、農作業の効率化と安全性を高める。
- ⑦日本型直接支払制度などを活用して、地域の共同活動による保全・管理を行う。
- ⑩橋本市農業振興条例に基づく補助事業を活用して、農業生産の効率性を高めると共に販路拡大を図り、収益拡大を図る。